

	審査基準の項目	具体的な内容	ねらい
設置主体・計画の評価	1 経営理念（企業理念）・行動憲章（行動理念）・コンプライアンス（法令遵守）体制等	法人としての、経営理念（企業理念）等の内容やコンプライアンス体制をどう考えているのか。	経営者の誠実性、倫理観、姿勢を確認。理念と当事業の整合を確認。
	2 職員研修計画	法人として、サービスの質の向上を図るために、どのような職員研修計画を考えているか。	介護サービス事業所として継続的・安定的にサービスを提供していくためには、サービスの質の向上が必要であり、そのために基準上求められる職員計画が計画されているか確認。
	3 管理者予定者の経験及び適任性	管理者予定者は、責任者としての経験を、どの程度有しているか。	経験年数が豊富である程、事業者の責任者として事業所全体を管理するための能力・手腕も高いと考えられるため、責任者（管理者・施設長）としての経験を確認。
	4 オペレーターの経験及び適任性	オペレーターは、利用者や家族からの通報の対応にあたり、十分な知識、経験等を有するものか。	経験年数が豊富である程、オペレーターとして随時対応サービスを行うための知識も豊富と考えられるため、これまで従事してきた経験を確認。
	5 法人の事業実績	法人は、同種サービスの事業実績を有しているか。（実施事業種別・事業所数）	事業実績が豊富である程、信頼性の高い事業運営が可能と考えられるため、事業の実績を確認。
	6 法人の経営状況	法人は、経営状況が良好であり、事業所の設置・運営に支障をきたさないか。（直近の経営状況）	事業所運営の持続性・継続性の観点から、法人の経営状況に支障がないかを確認。
	7 地域貢献	地元雇用（山形市民の雇用）による従業者確保の予定はどうか。	地元の雇用創出から、地域への貢献度を確認。
	8 建設資金等の確保	開設に必要な資金については、その調達方法等資金計画が確実か。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっているか。	資金面の観点から、当事業の実現性があるか確認。
	9 地域住民の理解や支援を得るための取組状況	事業所開設に当たり、説明会等を実施し、地域住民から理解を得られているか。地域住民の支援・協力が期待できるか。	地域密着型サービスとして、事業運営に地域の理解や協力は不可欠であり、どの程度地域から理解を得ているか確認。

	審査基準の項目	具体的な内容	ねらい
事業内容の評価	10 施設創設の基本的考え方及び運営方針	基準条例の内容等を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護としての施設創設の考え方及び運営方針は、適切な内容であり、具体性があるか。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護としての機能を存分に発揮し、山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）で目指す「地域包括ケアシステムの確立」を図るにふさわしい内容か確認。
	11 認知症への対応力向上に向けた取組	認知症対応力向上の観点から、令和3年度介護報酬改定において新設された「認知症専門ケア加算」について、法人の実績も踏まえ、算定が見込めるか。	認知症高齢者の増加が見込まれる中、山形市発展計画2025及び山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）が目指す「介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めていくには、認知症への対応力向上が重要であることから、「認知症専門ケア加算」が算定されるか確認。
	12 感染症対策	令和3年度の省令改正において義務付けられた感染症対策について、法人の実績も踏まえ、実施が見込まれるか。（経過期間の3年間は努力義務）	感染症の発生やまん延を防止するとともに、発生した場合であっても利用者に安定的・継続的に必要なサービスが提供される体制が構築されるか確認。
	13 地域との連携等	医療的ニーズが高い方の在宅生活を支え、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要な介護サービス事業所として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特徴を生かし、身近な地域において、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域とどのような連携を構築するか。	高齢者支援に関するニーズが多様化・複雑化する中、地域包括ケアシステムの確立に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護であることを踏まえた上で、地域密着型サービスの特徴である「地域との連携」がどのように図られるか確認。
	14 居宅介護支援事業者等との連携	指定基準において努力義務となっている居宅介護支援事業者等との連携について、法人の実績も含めて、実施が見込まれるか。	在宅生活の限界点を引き上げるために有効である当該サービスの利用が促進されるよう、ケアマネジャーをはじめ、医師、ソーシャルワーカー、看護師、地域包括支援センター等に対してサービス内容等を周知するとともに、連携を進めていくことが重要であり、どのような体制が構築されるか確認。
	15 ハラスメント対策	利用者や家族等からのハラスメント対策について、法人の実績も踏まえ、実施が見込めるか。	令和3年度省令改正を踏まえ、山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）でも、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる職場環境にすることが必要としていることから、その取組が実施されるか確認。
	16 自立支援・重度化防止の取組①	令和3年度介護報酬改定において見直しが行われた「生活機能向上連携加算」の算定について、法人の実績も踏まえ、算定が見込めるか。	山形市発展計画2025及び山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）が目指す「介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めていくには、介護保険制度の目的に沿って、自立支援や重度化防止を進めることが重要であることから、「生活機能向上連携加算」が算定されるか確認。
	17 自立支援・重度化防止の取組②	令和3年度の省令改正において努力義務化された介護保険関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について、法人の実績も踏まえ、実施が見込まれるか。	自立支援や重度化防止に向けては、介護関連データの収集・活用とPDCAサイクルの推進を通じた科学的介護の取組を推進していくことが必要であることから、介護保険関連情報の活用とPDCAサイクルが実施されるか確認。
	18 人材確保等に対する考え方及び方針	介護人材が不足する中、どのように人材確保を進めていくのか。また、限られた人材でいかにサービスの質を確保していくのか。その考え方や方針はどのような内容か。	山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）が目指す基本理念やビジョンの達成に向けて、地域包括ケアシステムの重要な人的基盤である介護人材の確保・定着が課題となっており、「介護現場の革新」の取組を進めていく必要があることから、法人の人材確保等に対する考え方や方針を確認。

	審査基準の項目	具体的な内容	ねらい
事業内容の評価	19 人員配置の計画①	令和3年度介護報酬改定において見直しが行われた「サービス提供体制強化加算」の算定について、法人の実績も踏まえ、算定が見込まれるか。	限られた人材で多様化・複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリアや専門性に応じた多様な人材によるチームケアが有効であり、そのために多様な人材の育成・確保が必要であることから、「サービス提供体制強化加算」が算定されるか確認。
	20 人員配置の計画②	職員の負担軽減を図るための職場の生産性向上の取組について、法人の実績も踏まえ、実施が見込めるか。	介護人材の確保が難しい状況の中、人員配置の計画に当たり、介護職員のやりがい・定着にもつながる職場環境の改善等に取り組み、限られた人員でも質の高いサービス提供を行うための取組が実施されるか確認。
	21 総合的な評価	事業計画書及びプレゼンテーション等の内容から、総合的にどうか。	山形市発展計画及び山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）が目指す将来像の実現にふさわしい計画か、総合的に評価する。